訓　令

○内閣府訓令第二十五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十一月二日　内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「十人」を「九人」に改める。

別表防災担当の項を削る。

別表原子力防災担当の項第一号中「（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。以下単に「原子力災害」という。）に対する対策に関するものに限る。）」を削り、同号一中「防災」を「原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。本号二において同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）」に改め、同号二中「災害」を「原子力災害」に、「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」を「原子力防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」に改め、同項第三号を次のように改める。

3　原子力防災（東日本大震災からの復興を除く。）に関する施策の推進に関すること。

別表原子力防災担当の項第五号中「原災法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、同項に次のように加える。

6　第三号から前号までに掲げるもののほか、原子力防災（東日本大震災からの復興を除く。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この訓令は、令和八年十一月二日から施行する。

法規的告示

○内閣官房告示第四号

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第一項の規定に基づき、幹部候補育成課程の運用の基準（平成二十六年内閣官房告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日　内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１　運用全般に関する基準 １　［略］ ２　各大臣等の責務 (1)　各大臣等は、各府省等（内閣府、デジタル庁、防災庁、各省、会計検査院及び人事院その他幹部候補育成課程が設けられる機関をいう。以下同じ。）における課程の運用に当たっては、高い見識と幅広い視野、所管行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力並びに倫理観等を備えた人材の育成が喫緊の課題であることに鑑み、高い意欲と能力を有する職員を適切に選定した上で、管理職員に求められる職務遂行能力の修得に必要な研修を受講する機会及び勤務を経験する機会を集中的に付与することにより、課程対象者の総合的かつ計画的な育成を図るものとする。この際、高い意欲と能力を有する女性職員についても課程対象者として選定し積極的な育成を行うものとする。 [(2)～(5)　略] ３　［略］	第１　運用全般に関する基準 １　［同左］ ２　各大臣等の責務 (1)　各大臣等は、各府省等（内閣府、デジタル庁、防災庁、各省、会計検査院及び人事院その他幹部候補育成課程が設けられる機関をいう。以下同じ。）における課程の運用に当たっては、高い見識と幅広い視野、所管行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力並びに倫理観等を備えた人材の育成が喫緊の課題であることに鑑み、高い意欲と能力を有する職員を適切に選定した上で、管理職員に求められる職務遂行能力の修得に必要な研修を受講する機会及び勤務を経験する機会を集中的に付与することにより、課程対象者の総合的かつ計画的な育成を図るものとする。この際、高い意欲と能力を有する女性職員についても課程対象者として選定し積極的な育成を行うものとする。 [(2)～(5)　同左] ３　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○公正取引委員会
消費者庁告示第十号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第五十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十一月二日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会（会長　成田　裕）の申請に係る発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年十月六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

発酵乳・乳酸菌飲料の製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

┐　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。